

自衛隊員倫理規程の禁止行為等 ①

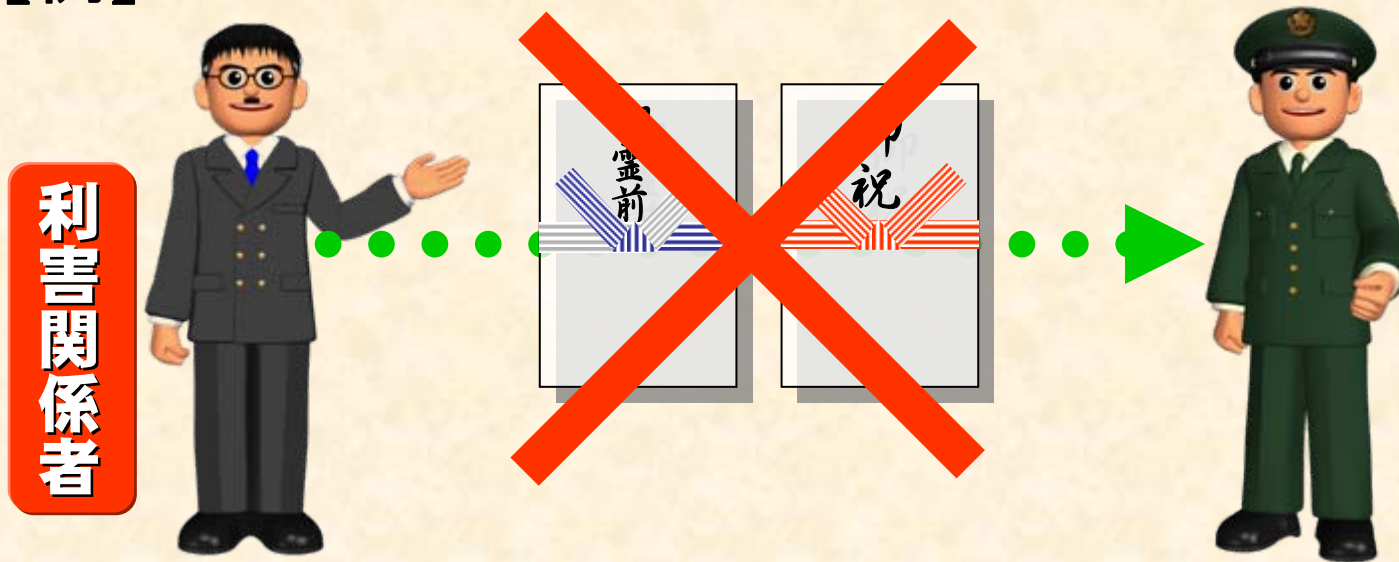
利害関係者 からの贈与 等に関する 規制等 (第3条)

- 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
- 供応接待を受けてはならない。
- 金銭の貸付けを受けてはならない。
- 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- 無償でサービスの提供を受けてはならない。
- 未公開株式を譲り受けてはならない。
- 割り勘の場合でも、共にゴルフ・遊技をしてはならない。
- 利害関係者に要求して、第三者に対して上記のような行為をさせてはならない。

利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。

【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- **供給接待**を受けてはならない。

【例】

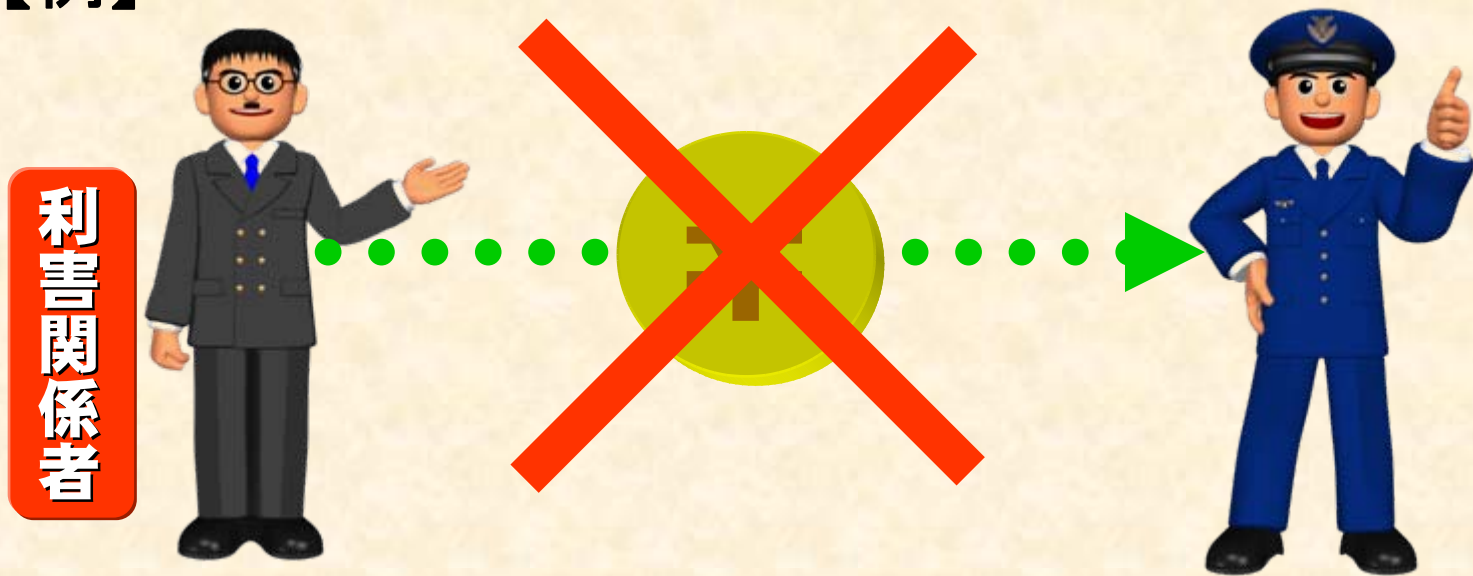
利害関係者



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 金銭の貸付けを受けてはならない。

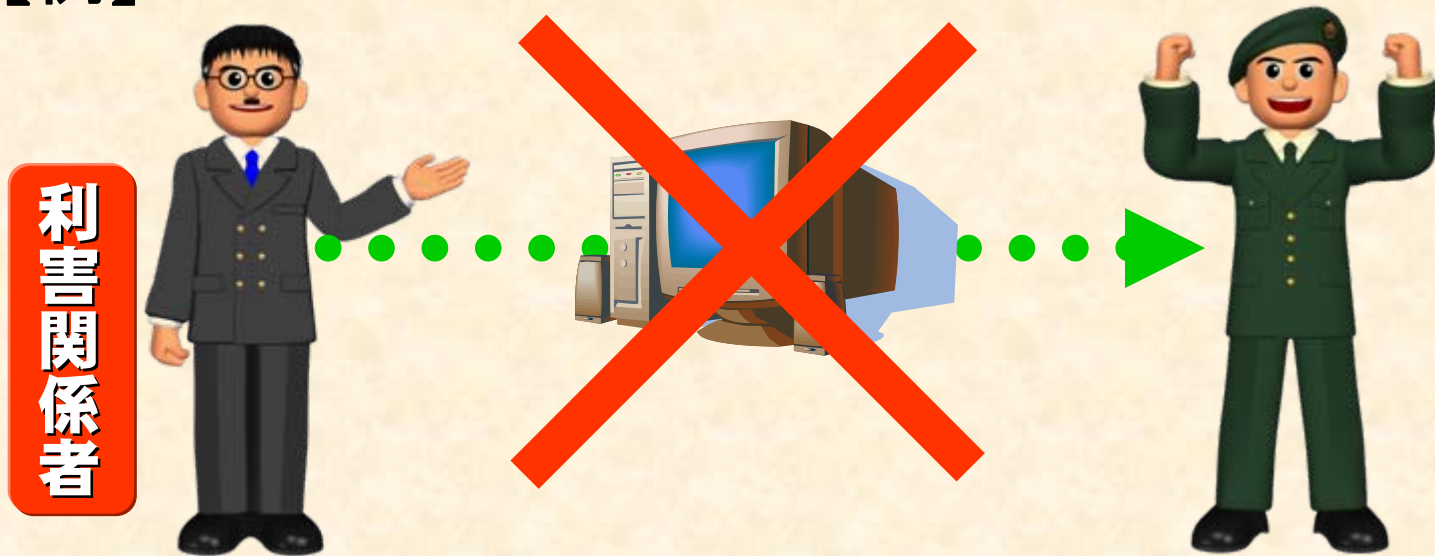
【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。

【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 無償でサービスの提供を受けてはならない。

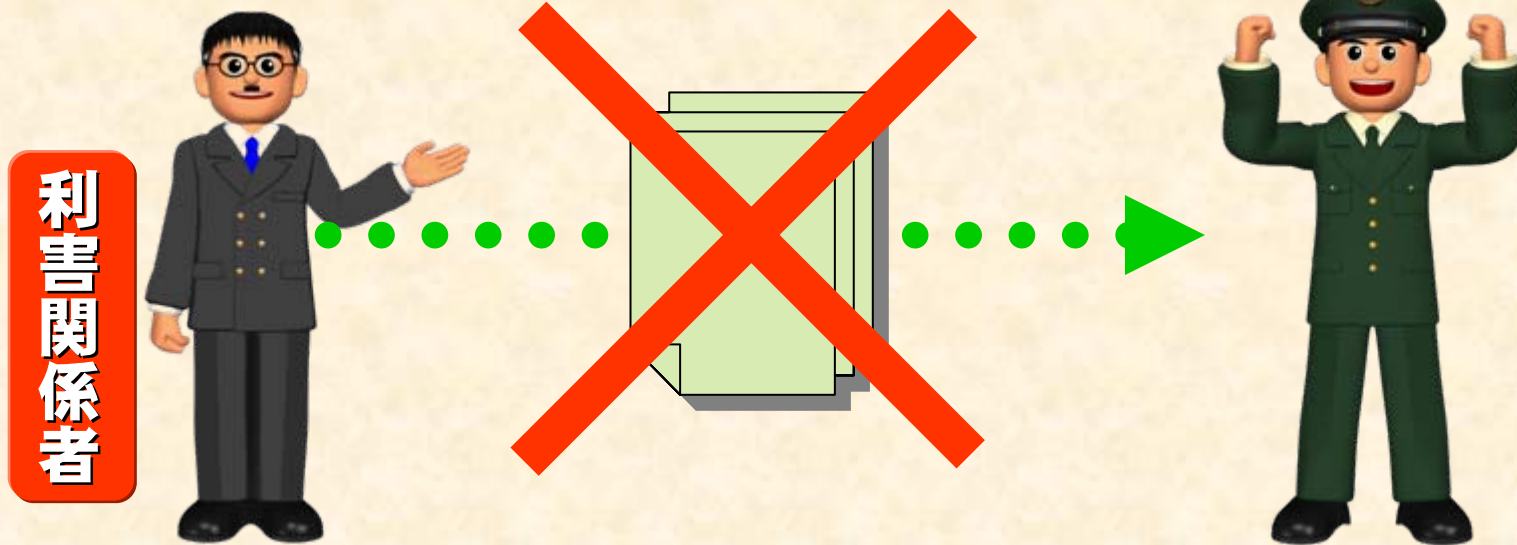
【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 未公開株式を譲り受けてはならない。

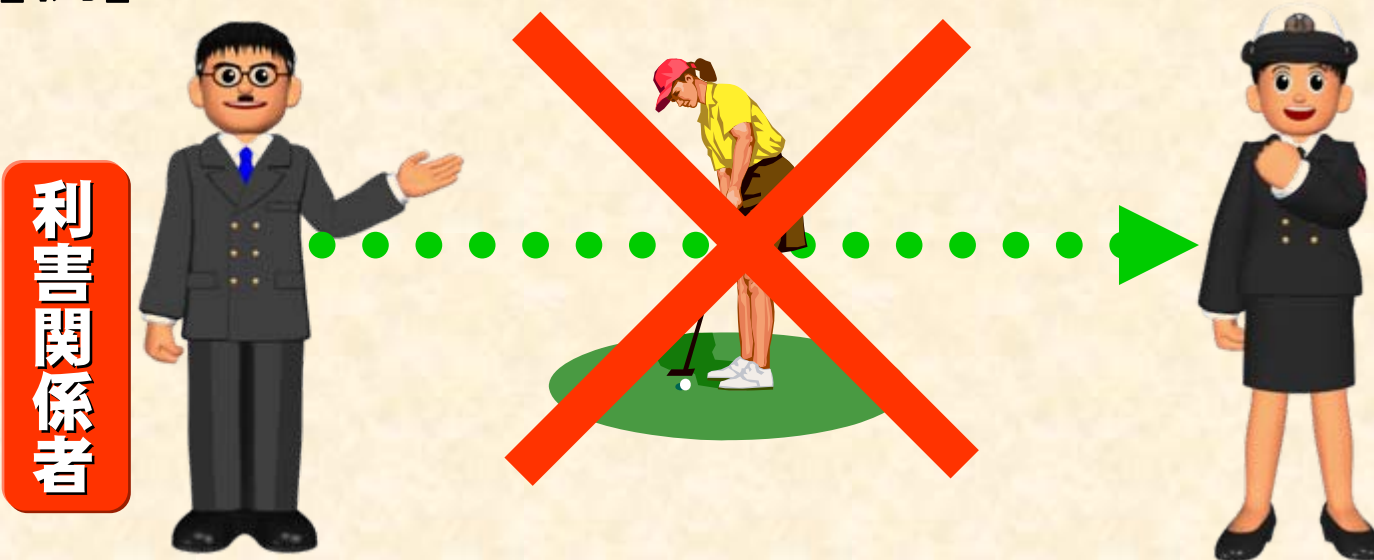
【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

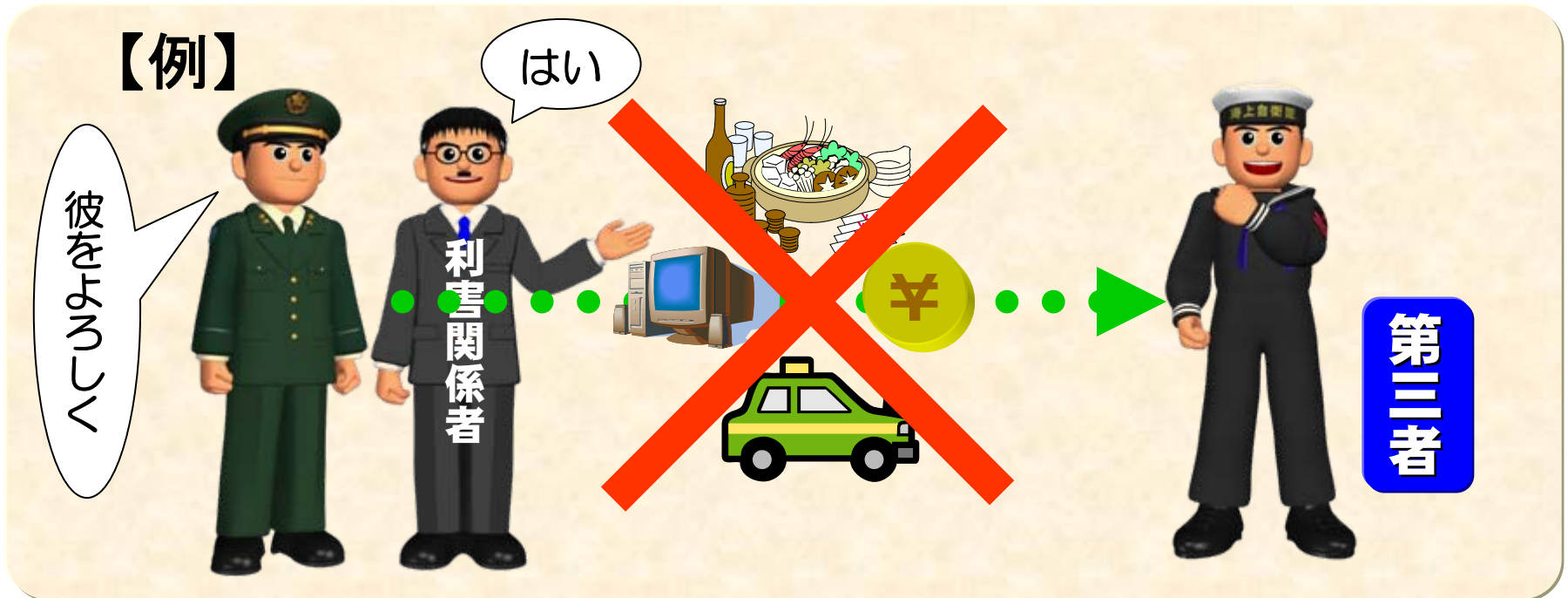
- 旅行・ゴルフ・麻雀をしてはならない。

【例】



利害関係者からの贈与等に関する規制等

- 利害関係者に要求して、**第三者に対して**前記のような行為をさせること。



自衛隊員倫理規程の禁止行為等 ②

利害関係者 以外の者等 との間にお ける規制 (第5条)

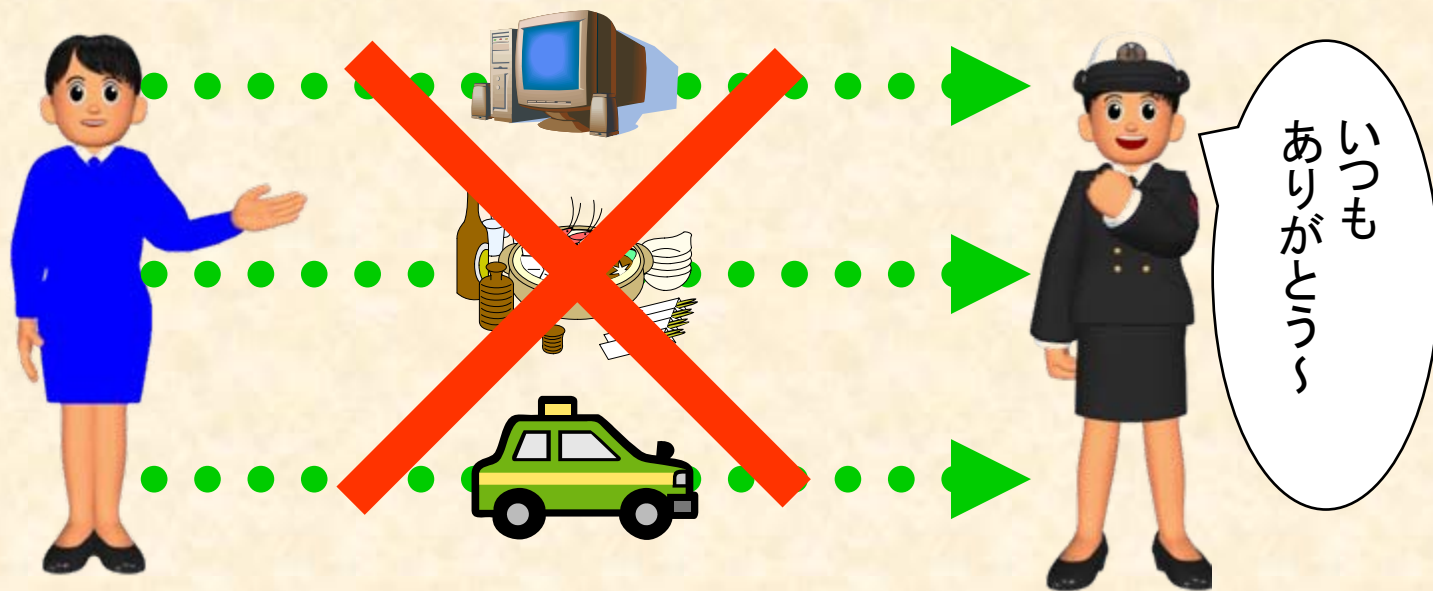
- 供応接待を繰り返し受ける等、**社会通念上相当と認められる程度を超えた行為**をしてはならない。
- 飲食物の料金等をその場の居合わせない者に支払わせる行為をしてはならない。(いわゆる「**つけ回し**」)

利害関係者以外の者等との間における規制

- 供給接待を繰り返し受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えた行為をしてはならない。

【例】

利害関係者以外



利害関係者以外の者等との間における規制

- 飲食物の料金などを、その場に居合わせなかった者に支払わせること（いわゆる「つけ回し」）をしてはならない。

【例】



請求書はO、Eへ
まわして



利害関係者以外

自衛隊員倫理規程の禁止行為等 ②

特定の書籍等の監修料に関する規制 (第6条)

●国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない。

倫理の保持を阻害する行為等の禁止 (第7条)

●他の隊員が倫理法等違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない。

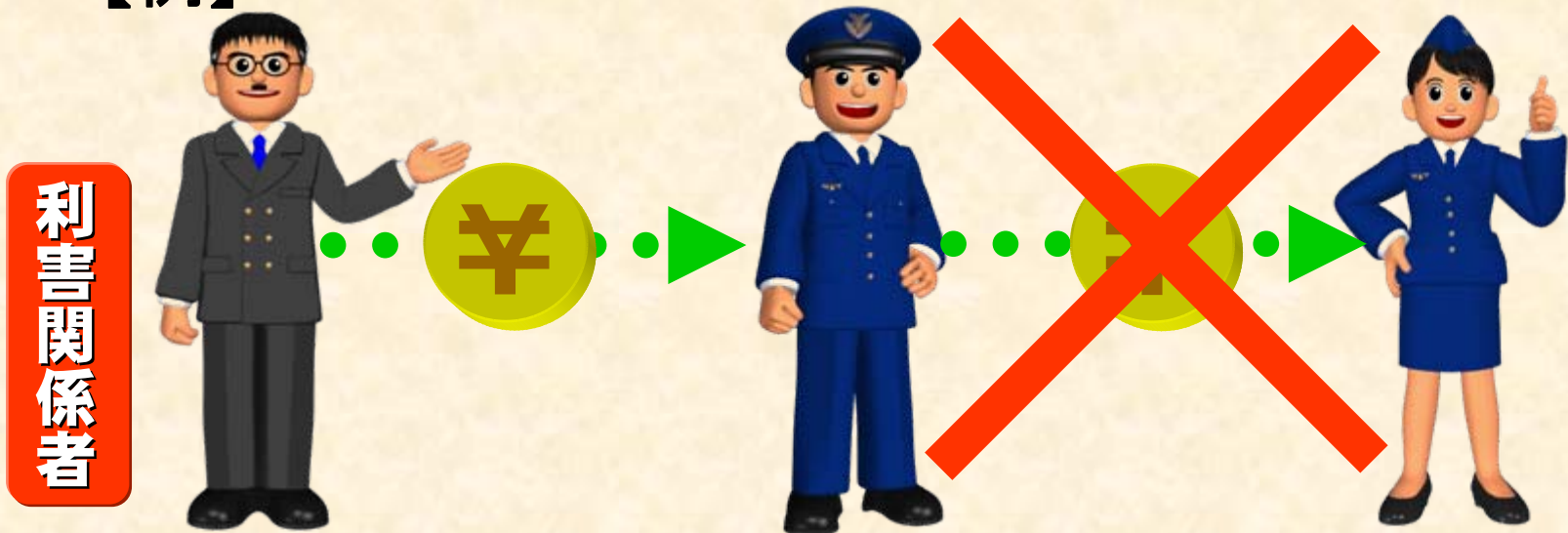
●倫理審査会、任免権者、倫理監督官、上司に対して、自分や他の隊員が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしてはならない。

●管理職の立場にある隊員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認してはならない。

倫理の保持を阻害する行為等の禁止

- 他の隊員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を受け取ってはならない。

【例】



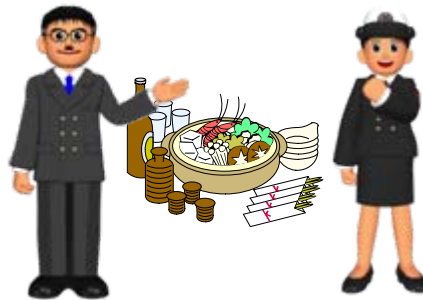
倫理の保持を阻害する行為等の禁止

■倫理法等に違反する疑いがあると思われる事実について、**虚偽の報告**をしたり、**隠ぺい**してはならない。

【例】



知ってるか？

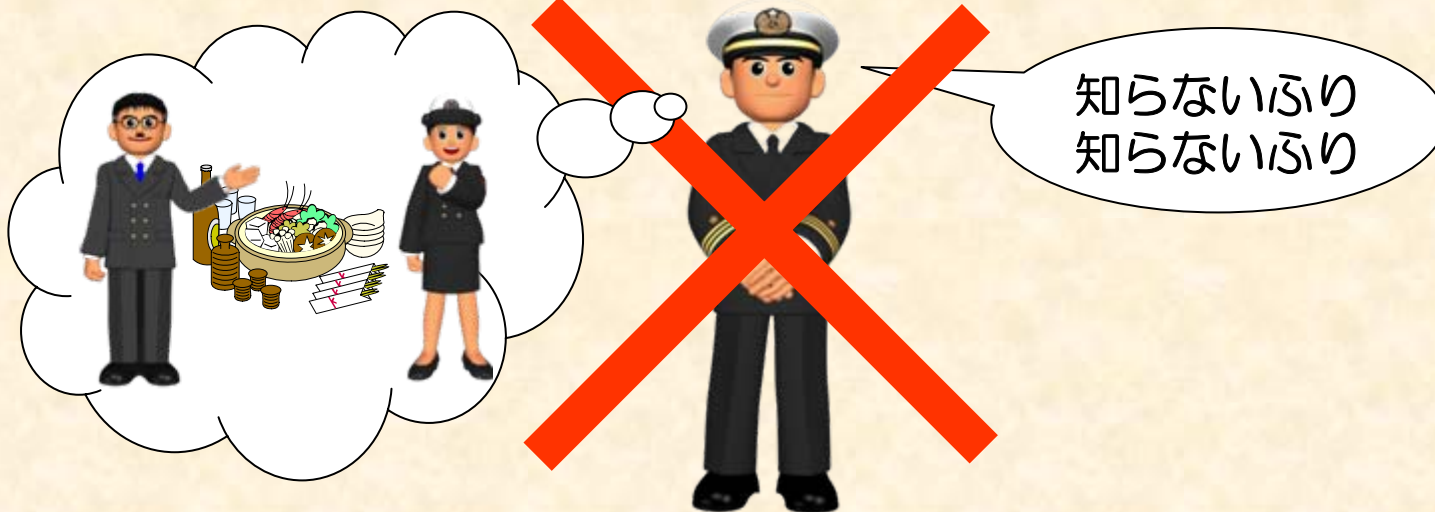


何も知りません

倫理の保持を阻害する行為等の禁止

- 管理職の立場にある隊員は、部下に倫理法等に違反する疑いがある場合には、**黙認**してはならない。

【例】



自衛隊員倫理規程の禁止行為等 ③

1万円を超える飲食の届出

(第8条)

●自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第3者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食する場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官等へ事前に届け出なければならない。

ただし、やむを得ない事情により、事前に届け出ができなかった場合は、事後速やかに届け出を行わなければならない。

講演等・出版物への寄稿等に関する規制

(第9条)

●利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官等の承認を得ることが必要である。

倫理規程の禁止行為等（細部）

禁止行為等		細部
利害関係者からの贈与等に関する規制 (禁止行為)	金銭、物品又は不動産の贈与	○賤別、祝儀、香典又は供花などの名目は問わない。 【例外】 広く一般に配布されている宣伝用の物品や記念品を受け取ること。
	供応接待受け	○酒食によるもてなしのほか、ゴルフ、観劇などによるもてなしも含む。 【例外】 職務として出席した会議等において、利害関係者から提供された茶菓、簡素な飲食物の提供を受けること。 多数の者が出席する立食パーティーに参加して、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
	金銭の貸付け	○金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を払っても許されない。 ただし、金融機関などが利害関係者に該当する場合は、一顧客として金融機関から貸付けを受けることは許される。
	無償の物品又は不動産の貸付け	【例外】 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
	無償役務の提供受け	【例外】 職務として利害関係者を訪問した際に、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲で当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。
	未公開株式の譲り受け	○未公開株式の譲り受けは、有償、無償を問わず禁止される。
	旅行、ゴルフ・遊技	○自己の費用を負担する場合でも、一緒に旅行やゴルフ・遊技をしてはならない。 【例外】 利害関係者数名（4～5人程度）が参加するゴルフコンペ（30人以上が参加）に参加すること。
○利害関係者に要求して、第三者に対して上記のような行為をさせてはならない。（自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることは、禁止行為に当たる。）（平成17年4月改正）		
利害関係者以外の者等との間における規制	○相手が利害関係者でない場合でも、以下の行為は禁止されている。 ・ 供応接待を繰り返し受けるなど通常一般の社交の程度を超えるような行為 ・ つけ回し（飲食物の料金などをその場に居合わせない者に支払わせる行為）	
その他の規制等 (平成17年4月改正)	特定の書籍等の監修料に関する規制	○国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない。
	倫理の保持を阻害する行為等の禁止	○他の隊員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない。 ○倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司に対して、自分や他の隊員が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしてはならない。 ○管理職の立場にある隊員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認してはならない。
	1万円を超える飲食の届出	○自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければならない。
	講演等・出版物への寄稿等に関する規制	○利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得ることが必要である。 ※「講演等」とは、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの放送番組への出演をいう。